

横浜市立三ツ沢小学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 31 日策定

平成 30 年 2 月 28 日現在

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

①いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法案第2条）をいう。

②いじめを防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- (1) いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く学校・家庭・地域・社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域などがそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

2 「いじめ防止対策委員会」の設置及び組織的な取組

①委員会の構成員

校長、副校長、教務主任、各学年の児童指導担当教諭、児童支援専任教諭、養護教諭をもって構成し、必要に応じて心理、福祉等の専門家の参加を求める。

②委員会の運営

常設の委員会として「学校いじめ防止対策委員会」（以下、対策委員会）を設置する。対策委員会は、月1回以上定期的に開催するものとする。対策委員会では、未然防止の視点で、規律・学力・自己有用感が得られていない児童を把握すると共に、早期発見の視点で日常の児童の様子を把握し、情報を共有する。

なお、いじめを認知した際は、直ちに対策委員会を開催し、いじめの事案に対して中核となり、組織的に取り組む。

また、重大事態（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い。相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い）が発生した場合は、中核となって調査を行う。

③委員会の活動内容

○いじめの未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない豊かな人間関係を確立する
- ・児童の自己有用感を醸成し、魅力ある学校づくりのための方策を提案する
- ・対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知する

○早期発見・早期対応

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関わる情報の収集と記録、共有を行う
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合は、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する

○取組の検証

- ・「学校いじめ防止基本方針」（以下、基本方針）に基づく、年間計画の作成・実行・検証・修正を行う
- ・基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施を図る
- ・基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについて検証を行い、必要に応じて基本方針の見直しを行う

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

①いじめの未然防止

- ・ いじめは、どのクラスにもどの子にも起こりうるものであるという理解のもと、いじめを見逃さない豊かな人間性と高い人権感覚をもつ
- ・ やさしい声かけができる人間関係づくりを心がける
- ・ 互いを認め合える受容的な学級づくりを心がける
- ・ 子どもの発想や考えが安心して表現できる授業づくりを工夫する
- ・ 子どもが主体となって取り組む活動を進める

②いじめの早期発見

- ・ いじめの定義理解を含む教職員への研修を実施する
- ・ 全教職員で児童を見守り、情報を対策委員会に集約するために、学年研、職員会議等で情報を共有する。
- ・ 定期的なアンケート、いじめ防止一斉キャンペーン実施する
- ・ 定期的に教育相談を行う
- ・ インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進を図る
- ・ 保護者、地域、関係諸機関との連携の推進を図る

③いじめに対する措置

- ・ 対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録の作成を行う
- ・ 被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援を行う
- ・ 保護者の協力、警察署等関係機関・専門機関との連携を進める

④いじめの解消

少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある

- ・ いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ・ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

⑤教職員等への研修

- ・ 共有された情報をもととした児童理解研修を推進する
- ・ 外部講師等による、いじめ防止、対応に向けた校内研修を充実させる

⑥学校運営協議会等の活用

- ・ 年2回の協議会にて意見交換、地域での子どもたちの情報交換を行う

⑦取組の年間計画

月	児 童	職 員 保護者（相談）
4	あいさつ運動	児童理解研修
5	人権目標の設定	教育相談
6		学校運営協議会 コンサルテーション
7	いじめ実態調査 児童アンケート	教育相談
8	アンケート傾向分析	
9		
10		オープンスクール 特別支援研修
11	人権週間 いじめ一斉キャンペーン	学校運営協議会 コンサルテーション
12	アンケート傾向分析	教育相談
1		学校評価
2		学校運営協議会
3	学級のまとめ	次年度に向けて

4 重大事態への対処

① 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）をされている。

② 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討、措置を講じる。